

応募作品には知的財産の保護措置を！

デザインコンペの応募作品は、応募者が有する知的財産です。

応募作品が応募者の創作であることを明確にしたり、模倣のトラブルを避けるために、コンペの応募前の対策が大切です。

それには、(一社)日本デザイン保護協会への「**創作デザインの寄託**」申請が有効です。法的な権利化ではありませんが、法的に対応するための有効な手段になります。また、デザインの公開により、応募者の作品を社会や企業にアピールすることもできます。

この**寄託**には、1)コンペ主催者が賞選定作品等をまとめて申請する、2)応募者各自が申請する、の2つの方法があります。

知的財産の保護措置を事前に講じ、安心してコンペを開催されますよう、「**創作デザインの寄託**」を前記のいずれかの方法にてご利用されることをお奨めします。

「創作デザインの寄託」について

既に多くのデザインコンペ主催者・応募者に「**創作デザインの寄託**」をご利用いただいています。

申請されたデザインは、(一社)日本デザイン保護協会において秘密の状態でも保管します。また公開を希望すれば、当協会のインターネット上で公開 ①します。

なお、寄託者の請求により創作の事実などを証明する証明書 ②を発行します。

■ 寄託できるもの

- ・プロダクトデザイン
- ・イラスト
- ・グラフィックデザイン
- ・キャラクター
- ・ファッションデザイン
- ・タイポグラフィ
- ・クラフトデザイン
- ・絵画・彫刻
- ・アイコン
- ・他

■ 寄託の効果

- 1) デザインの内容や創作者・公知日(デザインを公開した日)を明確にし、創作の事実の証拠とすることができます。
- 2) デザインの模倣等のトラブルが発生したときに、創作の事実を証明する証拠として利用することができます。
- 3) 意匠法で保護が受けられないイラスト・キャラクターなどの分野のデザインの保護手段にもなります(意匠法では「物品に係る意匠」のみ保護が受けられる)。

＜デザインを公開した場合＞

- 4) 他人による模倣デザインの意匠登録を(特許・実用新案・著作も)防止することが期待できます。
- 5) 他人が模倣したデザインを意匠登録してしまった場合、それを無効にする証拠にできます。
- 6) 公開画面は事業者も見ることができるため、ビジネスマッチングの可能性が得られます。

■ 寄託の申請について

当協会のホームページ上にある申請書③に必要な事項を記載し、デザイン等を表した写真やスケッチ・図面等を添付して当協会宛に送付、または直接持参します。

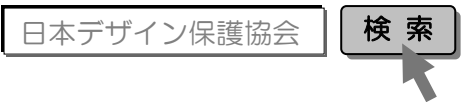
寄託を受付けると、「創作デザイン寄託受入通知書 ④」と寄託等に必要な料金の請求書を、寄託者に送付します(申請のフロー参照)。

■ 料金(学生は半額)

- ・寄託申請料 1件 1,620円(学生 810円)
- ・公開手数料 1件 2,160円(学生 1,080円)
- ・証明書の発行 1件 2,160円(学生 1,080円)

*学割を受けるためには、申請書の学校名・学籍番号欄への記入が必要です。

■ 公開画面

- 1) 
- 2) 初期画面(<http://www.jdpa.or.jp/>)を表示
- 3) 「公知意匠検索システム」をクリック
- 4) 「ユーザーID」欄にご自身のメールアドレスを入力 → ユーザー登録
- 5) 「DB選択」の「学生デザイン(ex.)」をチェック → 「検索」→ 次画面の「検索実行」
- 6) サムネールをクリック → 公開画面 →→ ①



■ 申請書・受入通知書・証明書



③ 創作デザイン寄託申請書

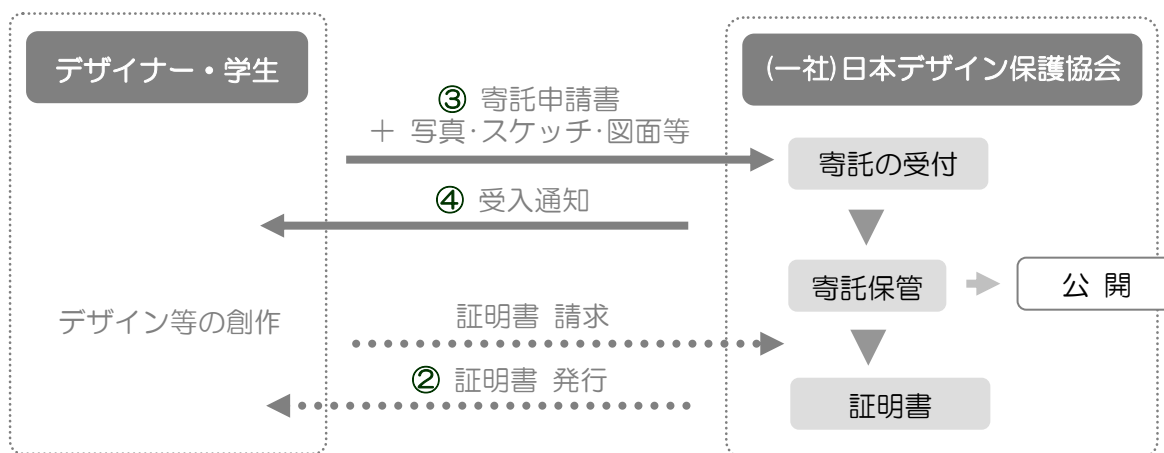


④ 創作デザイン寄託受入通知書



② 公知日証明書・寄託証明書

■ 申請のフロー



■ 詳しく知りたい・ご質問は

一般社団法人日本デザイン保護協会 研究センター 03(3591)3031 へお気軽に
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-4-1 虎ノ門ピアザビル 8F <http://www.jdpa.or.jp/>
 ＊(一社)日本デザイン保護協会は、内閣府が所轄する一般社団法人として、デザイン保護のための普及啓発事業を行っています。